

2013年日本政府年次報告
「労働監督に関する条約」 (第81号)
(2011年6月1日～2013年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告中、「○東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則(平成23年12月22日厚生労働省令第152号)」を別紙のとおり追加する。

2. 質問Ⅱについて

前回までの報告に変更等があった点は以下のとおりである。

第3条中、「経済産業省設置法第21条」を「経済産業省設置法第9条、第12条及び第13条」に、「鉱山保安法第3条」を「鉱山保安法第33条から第40条及び第47条から第49条」に改める。

第4条中、「労働基準監督署(322署及び4支署)」を「労働基準監督署(321署及び4支署)」に、「経済産業省の外局の特別な期間として原子力安全・保安院」を「経済産業省の商務情報政策局」に、「経済産業省設置法第21条及び第22条」を「経済産業省設置法第4条及び第9条」に改める。

第7条中「経済産業省組織令第98条、経済産業省組織規則第37条」を「経済産業省組織令第101条」に改める。

第10条を以下のとおり改める。

「労働基準監督官の数は、本条の各規定の事項を十分考慮して決定されている。

2013年3月31日現在において、専門技術者を含む労働基準監督官3,961人が配置されており、各都道府県別の配置数は下表のとおりである。

都道府県別労働基準監督官数(2013年3月31日現在)

北海道	165	東京	343	滋賀	41	香川	44
青森	54	神奈川	176	京都	91	愛媛	55
岩手	52	新潟	96	大阪	250	高知	34
宮城	73	富山	49	兵庫	165	福岡	144
秋田	48	石川	51	奈良	37	佐賀	39
山形	48	福井	42	和歌山	47	長崎	53
福島	78	山梨	36	鳥取	31	熊本	54
茨城	84	長野	88	島根	40	大分	44
栃木	70	岐阜	82	岡山	68	宮崎	44
群馬	70	静岡	127	広島	105	鹿児島	53

埼玉	130	愛知	203	山口	68	沖縄	38
千葉	108	三重	69	徳島	34	本省	40
						合計	3961

鉱務監督官については、2013年5月1日現在111人であり、各地区別の員数は下表のとおりである。

地区別	現在員数	地区別	現在員数
北海道	19	中国	12
東北	9	四国	7
関東	20	九州	17
中部	8	那覇	3
近畿	10	本省	6
		合計	111

」

第11条中、「地方の事務所には」を「地方の事務所として」に改める。

第16条中、「鉱山の保安の状況に応じて行っている。」を「鉱山における保安の状況に応じて作成された保安検査年度計画に沿って行っている。」に改める。

第19条中、「原子力安全・保安院長」を「、必要に応じて経済産業大臣」に改める。

【2012年条約勧告適用専門家委員会のオブザベーションについて】

(1) 条約第3条1(b)、第5条、第13条、第14条、第16条及び第17条 労働基準監督官の予防的活動、労使団体との協力及び監督計画

①労働災害防止制度の改編理由、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議の構成、仕組み、権能及び活動。労働災害防止の観点からの影響(第3条1(b)及び第13条)

労災防止指導員制度を廃止し、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議を設置した理由は、国の財政の削減と効率化が求められる中で、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成される同会議から意見を聴取することで、都道府県労働局が推進する安全衛生施策について、現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするためである。なお、この制度変更によって、労働災害防止対策に影響を与えるとの認識はない。

都道府県労働局安全衛生労使専門家会議に関する質問への回答は次のとおり：

○設置趣旨、権能及び活動

同会議は、都道府県労働局が推進する安全衛生施策について、現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議を設置したものである。都道府県労働局は、地域の安全衛生に関わる諸対策の内容を検討するに当たって、地域における労働災害防止対策、労

働者の健康確保対策の進め方等について、同会議から意見を聴取することとされている。同会議の委員は求められた事項について、意見を述べる、助言を行う等の職務を行う。

○委員の構成及び委嘱等

委員は、労働組合及び使用者団体が推薦する現場実態に詳しい専門家、リスクアセスメントやメンタルヘルス等に詳しい労働安全・衛生コンサルタントや産業保健分野に精通した医師等で構成することとされている。その際、労働組合及び使用者団体の推薦者については、同数を原則とすることとされている。

○開催回数

開催回数については、年間2回を目安とするが、委員やその推薦団体の意向等各局の事情を考慮の上、増減して差し支えないこと。

②都道府県労働局安全衛生労使専門家会議に労使団体がどう関与するか（第5条（b））。

上述のとおり、選定すべき委員として、労働組合及び使用者団体が推薦する現場実態に詳しい専門家を挙げている。

③労働災害防止団体と協力の下、労働災害防止の分野で中小企業に提供される技術的情報や助言に係る情報（第3条1（b）及び第5条（a））。

労働災害の防止については、監督指導に加え、労働災害防止団体や業界団体が行う自主的な活動への協力や中小企業の安全衛生活動に対する専門的・技術的な支援を行っているところである。

④労働政策審議会労働条件分科会における連合懸念についての対応

これまでも、労働基準監督機関は、労働基準関係法令の履行確保のため、集団指導や個別指導等、あらゆる機会をとらえて労働基準関係法令の周知徹底や必要な助言を行うとともに、申告相談、災害発生等の状況を分析し、問題があると考えられる事業場を把握して、的確な監督指導を行うことにより法違反の是正を図っている。

労働災害の防止については、監督指導に加え、労働災害防止団体や業界団体が行う自主的な活動への協力や中小企業の安全衛生活動に対する専門的・技術的な支援を行っているところである。また、2011年8月26日付け連合意見に対する政府見解で述べたように、都道府県労働局安全衛生労使専門家会議において現場実態に関する意見を聴取し、また、労使関係団体等の意見を伺うこと等を通じて、より効果的な労働災害防止活動ができるようにしていきたいと考えている。

今後も、引き続き、労働基準関係法令の遵守徹底や労働災害の防止対策を図ってまいりたい。

⑤労働災害に関するデータの収集方法に関する詳細な情報や2009年から2010年の間における労働災害データの変動についての説明（第14条）

労働災害の総件数は、労災保険給付データによる集計値を用いてきたが、ご指摘の2009年と2010年の間におけるこのデータの変動については、2008年末に発生し

たり一マンショックによる生産水準の低下に伴い、2009年の労働災害は大幅に減少したが、2010年は、生産水準の回復により、労働災害が増加したものと認識している。

なお、わが国では、労働者が労働災害に被災されたときは、労働安全衛生規則に基づき、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告をその地域の事業場を管轄する労働基準監督署に提出しなければならないこととされている。

この労働者死傷病報告の提出を受け、労働基準監督署は、労働災害情報を、業種、事業場の規模、事故の型、起因物、災害の程度等により、労働災害情報を分析し、災害防止への基礎資料として活用しているところである。

※ 労災保険給付データとは、労災保険の給付決定を受けた者のデータを収集したものの。

(労働安全衛生規則(抄))

第九十七条(労働者死傷病報告) 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

⑥条約第13条、第14条及び第17条(労働基準監督官により行われた監督指導及び送検について業種ごとのデータの提供)

2011年における全国の死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上死傷災害)について、死傷者数は111,349人(うち、製造業23,589人、建設業22,372人)である。なお、この死傷災害発生状況は労災保険給付件数により把握したものである。

また、労働災害が発生した際には、労働災害発生原因の究明及び今後の労働災害防止対策の確立を目的とした災害調査を実施しており、2011年度においては、全国で3,351件の災害調査を実施したところである。

さらに、2011年に全国の労働基準監督機関において、132,829件(うち、製造業32,911件、建設業42,417件)の定期監督等を実施し、安全基準及び衛生基準について規定した労働安全衛生法第20条ないし25条のいずれかに違反したとして、是正勧告した件数は26,208件(うち、製造業9,984件、建設業14,054件)、送検した件数は312件(うち、製造業73件、建設業169件)である。

⑦第16条(労働災害のデータが如何にして地方労働行政運営指針に従って監督計画の過程に組み込まれているか)

労働災害防止対策については、管内の労働災害の発生状況に係る過去の動向やこれまでの取組状況と成果を分析の上、取り組むべき重点対象、実施すべき行政手法等を総合的に検討し、監督計画を定め、発生原因に法違反があると考えられる業種等について、積極的に監督指導を実施している。

(2) 第13条 東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業に対する即時執行力のある命令を含む防止措置

厚生労働省では、東京電力及び元方事業者に対して、適切な線量管理の実施について累次の指導を行ったとともに、事故に関する報告や、作業員の被ばく線量について1月ごとの定期報告を受け、法違反を認めた時には所轄労働基準監督署等において、是正勧告や司法処分を行っている。

「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」に基づき、被ばく線量に応じた健康診断や健康相談の実施等を事業者に指導した。さらに、東電福島第一原発で緊急作業に従事した全ての作業員の被ばく線量や健康診断の情報を蓄積するデータベースを厚生労働省に設置、運用している。これらにより、作業員が離職した後も含め、自らの健康状態を継続的に把握し、必要な健康相談や保健指導等を受けられる長期的な健康管理を実施している。

なお、東電福島第一原発作業員の被ばく状況や、厚生労働省が定めた主要な指針等について、厚生労働省英語版ホームページに掲載しているので参照されたい。

(URL : <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/2011eq/workers.html>)

(3) 第5条(b)、第6条、第10条、第11条及び第16条 労働基準監督署の再編及び新規採用の労働基準監督官数の削減。労働基準監督官の業務の状態及び状況

労働基準監督署の再編の枠組みにおいて考慮された具体的要素については、前回の年次報告において述べたとおり、住民数の増減等に伴う地域の行政需要の変化や交通事情等を総合的に勘案し再編整理の対象を選定しており、再編整理により影響を受ける地域の労使をはじめとした関係者に対し、説明を十分に行うとともにご意見を伺う等、地域の実態を踏まえ、慎重かつ適切な対応に努めているところである。

2011年度以降の国家公務員の新規採用については、厳しい財政状況の下、人件費の抑制や年金支給開始年齢の引上げへの対応等を踏まえて公務員制度改革を推し進めるため、国家公務員の新規採用抑制の方針について閣議決定したところであり、労働基準監督官についても抑制を行っていたところである。

2014年度以降の国家公務員の新規採用については、採用数の上限値を定める方式をやめ、人件費の抑制に配慮しつつ、今後の年金支給開始年齢の引上げに伴うフルタイム再任用職員の増加見込みを踏まえて、必要な抑制を行うなど適切に実施することを閣議決定したところである。

労働基準監督官についても、これを踏まえ、労働基準法関係法令の実効性を確保するため、可能な限り十分な数を確保し、全国に配置していくことで、労働基準監督行政が後退することのないよう努めてまいりたい。

なお、近年の労働基準監督官の新規採用数と全国の労働基準監督官数の推移としては、2011年度が新規採用者数76人、全国の労働基準監督官数3,979人であり、2012年度が新規採用者数101人、全国の労働基準監督官数3,961人となっている。

また、定期監督等実施件数は、2009年は100,535件、2010年は128,959件、2011年は132,829件となっている。また、送検件数は、2009年は1,110件、2010年は1,157件、2011年は1,064件となっている。

労働基準監督官の再任用については、他の国家公務員の再任用と同様、①「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年4月3日法律第95号）」、②「一般職の職

員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年6月15日法律第33号）」、③人事院規則11—9「定年退職者等の再任用」等に基づき実施している。

なお、再任用であっても、労働基準監督官としての権限については、一般の労働基準監督官と同様の権限を有している。

（4）第8条 労働基準監督官の性別分布

2011年度の労働基準監督官の女性採用比率は約21%（女性職員16名／21年度採用者数76名）、2012年度の労働基準監督官の女性採用比率は約24%（女性職員24名／22年度採用者数101名）となっており、女性の採用比率は約20%程度となっている。

給与の俸給別の監督官の男女別の割合は、以下の通り。

	女性	男性
1～2級	24%	78%
3～4級	12%	88%
5級以上	7%	93%

（注）国家公務員である労働基準監督官の俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定される。1～2級は係員級、3～4級は係長級、5級以上は課長補佐級以上となっている。

近年、採用者数に占める女性の割合は増加傾向にあり、過去10年間でみると、2003年度～2007年度までの新規採用者に占める女性の割合は平均すると約17%であったが、2008年度～2012年度までを平均すると約22%となっている。

2003年度～2012年度までの新規採用者に占める女性の割合は平均すると約2割であり、近年増加傾向にあるものの、女性監督官はまだまだ少ない状況にある。

引き続き、採用募集パンフレットに労働基準監督署等に勤務する女性監督官の勤務内容やメッセージを掲載する等の措置を講じるとともに、労働基準監督官として入省するに当たって抱く疑問や不安に適切に対処するために合格者を対象とした説明会を全国10か所で開催し、その実施に当たっては、説明者に先輩女性監督官を含める等の工夫を行い、採用の促進に努めている。

また、労働基準監督官採用試験にかかる受験勧奨に当たっては、特に、監督官を志望する女性を対象とした、人事院が主催する「女子学生のための公務員セミナー」

（2011年、2012年実施）に現役の女性監督官をパネリストとして派遣し、参加者からの質問等に返答するなど、積極的な対応を図っているところである。

併せて、監督官を志望する女性を対象とした、人事院のホームページ内の「女性職員からのメッセージ」において、現役の女性監督官が、監督官の業務内容、仕事と家庭・育児の両立の実態等についてメッセージを執筆しているなど、積極的な対応を図っているところである。

<労働基準監督官採用試験実施・採用状況>

	申込者数（人）	最終合格者数（人）	採用者数（人）
--	---------	-----------	---------

		うち 女性	女性 割合		うち 女性	女性 割合		うち 女性	女性 割合
1978年度	6974	260	3.7%	146	3	2.1%	93	2	2.2%
1988年度	3456	251	7.3%	245	22	9.0%	119	11	9.2%
2001年度	5290	1199	22.7%	142	17	12.0%	86	12	14.0%
2008年度	3120	882	28.3%	131	23	17.6%	60	12	20.0%
2009年度	3102	929	29.9%	192	50	26.0%	99	20	20.2%
2010年度	3490	1024	29.3%	216	59	27.3%	96	26	27.1%
2011年度	4167	1222	29.3%	177	47	26.5%	76	16	21.0%
2012年度	4175	1233	29.5%	213	50	23.4%	101	24	23.7%

(注) 表は採用された年度であり、採用試験の実施は前年度に行っている。

(5) 第20条及び第21条 事業上に関する情報の収集

労働基準監督機関の業務に関する年次一般報告書を作成するに当たっては、労働基準行政情報システムを活用し効率的に作成している。

また、労働基準監督機関が送検した事件について、検察庁から通知された処分結果は、「労働基準行政情報システム」に記録している。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告中、「原子力安全・保安院」を「商務情報政策局」に改める。

4. IV、Vについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

○東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

(平成二十三年十二月二十二日)

(厚生労働省令第百五十二号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則を次のように定める。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 除染等業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定(第三条—第六条)

第二節 除染等業務の実施に関する措置(第七条—第十一条)

第三節 汚染の防止(第十二条—第十八条)

第四節 特別の教育(第十九条)

第五節 健康診断(第二十条—第二十五条)

第三章 特定線量下業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定(第二十五条の二—第二十五条の五)

第二節 特定線量下業務の実施に関する措置(第二十五条の六・第二十五条の七)

第三節 特別の教育(第二十五条の八)

第四節 被ばく歴の調査(第二十五条の九)

第四章 雑則(第二十六条—第二十九条)

附則

第一章 総則

(事故由来放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則)

第一条 事業者は、除染特別地域等内において、除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者その他の労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

(定義)

第二条 この省令で「事業者」とは、除染等業務又は特定線量下業務を行う事業の事業者をいう。

2 この省令で「除染特別地域等」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百十号)第二十五条第一項に規定する除染特別地域又は同法第三十二条第一項に規定する汚染状況重点調査地域をいう。

3 この省令で「除染等業務従事者」とは、除染等業務に従事する労働者をいう。

4 この省令で「特定線量下業務従事者」とは、特定線量下業務に従事する労働者をいう。

5 この省令で「電離放射線」とは、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年労働省令第四十一号。以下「電離則」という。)第二条第一項の電離放射線をいう。

6 この省令で「事故由来放射性物質」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質(電離則第二条第二項の放射性物質に限る。)をいう。

7 この省令で「除染等業務」とは、次の各号に掲げる業務をいう。

一 除染特別地域等内における事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等(以下「汚染土壌等」という。)の除去、当該汚染の拡散の防止その他の当該汚染の影響の低減のために必要な措置を講ずる業務(以下「土壌等の除染等の業務」という。)

二 除染特別地域等内における次のイ又はロに掲げる事故由来放射性物質により汚染された物の収集、運搬又は保管に係るもの(以下「廃棄物収集等業務」という。)

イ 前号又は次号の業務に伴い生じた土壌(当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「除去土壌」という。)

- ロ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物(当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下「汚染廃棄物」という。)
- 三 前二号に掲げる業務以外の業務であって、特定汚染土壌等(汚染土壌等であって、当該汚染土壌等に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。以下同じ。)を取り扱うもの(以下「特定汚染土壌等取扱業務」という。)
- 8 この省令で「特定線量下業務」とは、除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率(以下単に「平均空間線量率」という。)が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務以外の業務をいう。
- 9 この省令で「除染等作業」とは、除染特別地域等内における除染等業務に係る作業をいう。
- 10 この省令で「特定線量下作業」とは、除染特別地域等内における特定線量下業務に係る作業をいう。

第二章 除染等業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定

(除染等業務従事者の被ばく限度)

- 第三条 事業者は、除染等業務従事者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の除染等業務従事者(妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条に規定するものを除く。)の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第四条 事業者は、妊娠と診断された女性の除染等業務従事者の受ける線量が、妊娠と診断されたときから出産までの間(以下「妊娠中」という。)につき次の各号に掲げる線量の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める値を超えないようにしなければならない。

- 一 内部被ばくによる実効線量 一ミリシーベルト
二 腹部表面に受ける等価線量 二ミリシーベルト

(線量の測定)

第五条 事業者は、除染等業務従事者(特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者を除く。第六項及び第八項並びに次条及び第二十七条第二項において同じ。)が除染等作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による線量の測定に加え、除染等業務従事者が除染特別地域等内(平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所に限る。第八項及び第十条において同じ。)における除染等作業により受ける内部被ばくによる線量の測定又は内部被ばくに係る検査を次の各号に定めるところにより行わなければならない。

一 汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物(これらに含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が五十万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。次号において「高濃度汚染土壌等」という。)を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるものに従事する除染等業務従事者については、三月以内(一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのある女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)及び妊娠中の女性にあつては一月以内)ごとに一回内部被ばくによる線量の測定を行うこと。

二 次のイ又はロに掲げる作業に従事する除染等業務従事者については、厚生労働大臣が定める方法により内部被ばくに係る検査を行うこと。

イ 高濃度汚染土壌等を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートル以下の場所において行われるもの

ロ 高濃度汚染土壌等以外の汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を取り扱う作業であつて、粉じん濃度が十ミリグラム毎立方メートルを超える場所において行われるもの

3 事業者は、前項第二号の規定に基づき除染等業務従事者に行った検査の結果が内部被ばくについて厚生労働大臣が定める基準を超えた場合においては、当該除染等業務従事者について、同項第一号で定める方法により内部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。

4 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。

- 5 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部に、その他の女性にあつては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。
- 6 前二項の規定にかかわらず、事業者は、除染等業務従事者の除染特別地域等内(平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所に限る。)における除染等作業により受ける第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定を厚生労働大臣が定める方法により行うことができる。
- 7 第二項の規定による内部被ばくによる線量の測定に当たっては、厚生労働大臣が定める方法によってその値を求めるものとする。
- 8 除染等業務従事者は、除染特別地域等内における除染等作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

(線量の測定結果の確認、記録等)

第六条 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある除染等業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

2 事業者は、前条第五項から第七項までの規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる除染等業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計(五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)

二 女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)

三 妊娠中の女性の実効線量及び腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、除染等業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

第二節 除染等業務の実施に関する措置

(事前調査等)

第七条 事業者は、除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務を除く。)を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業(特定汚染土壌等取扱業務に係る除染等作業(以下「特定汚染土壌等取扱作業」という。以下同じ。))を除く。以下この項及び第三項において同じ。)を行う場所について、次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 除染等作業の場所の状況

二 除染等作業の場所の平均空間線量率

三 除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値

2 事業者は、特定汚染土壌等取扱業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定汚染土壌等取扱作業を行う場所について、前項各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

3 事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第一項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

4 事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、第二項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

(作業計画)

第八条 事業者は、除染等業務(特定汚染土壌等取扱業務にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。)以下この条、次条及び第二十条第一項において同じ。)を行おうとするときは、あらかじめ、除染等作業(特定汚染土壌等取扱作業にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において行われるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の作業計画を定め、かつ、当該作業計画により除染等作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、次の各号に掲げる事項が示されているものでなければならない。

一 除染等作業の場所及び除染等作業の方法

二 除染等業務従事者(特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者にあつては、平均空間線量率が二・五マイクロシーベルト毎時以下の場所において従事す

るものを除く。以下この条、次条、第二十条から第二十三条まで及び第二十八条第二項において同じ。)の被ばく線量の測定方法

三 除染等業務従事者の被ばくを低減するための措置

四 除染等作業に使用する機械、器具その他の設備(次条第二号及び第十九条第一項において「機械等」という。)の種類及び能力

五 労働災害が発生した場合の応急の措置

3 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知しなければならない。

(作業の指揮者)

第九条 事業者は、除染等業務を行うときは、除染等作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、当該除染等作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき当該除染等作業の指揮を行わせるとともに、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

一 除染等作業の手順及び除染等業務従事者の配置を決定すること。

二 除染等作業に使用する機械等の機能を点検し、不良品を取り除くこと。

三 放射線測定器及び保護具の使用状況を監視すること。

四 除染等作業を行う箇所には、関係者以外の者を立ち入らせないこと。

(作業の届出)

第十条 事業者(労働安全衛生法(以下「法」という。)第十五条第一項に規定する元方事業者に限る。)は、除染特別地域等内において土壌等の除染等の業務又は特定汚染土壌等取扱業務を行おうとするときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)に提出しなければならない。

(診察等)

第十一条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する除染等業務従事者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

一 第三条第一項に規定する限度を超えて実効線量を受けた者

二 事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者

三 洗身等により汚染を四十ベクレル毎平方センチメートル以下にすることができない者

四 傷創部が汚染された者

2 事業者は、前項各号のいずれかに該当する除染等業務従事者がいるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第三節 汚染の防止

(粉じんの発散を抑制するための措置)

第十二条 事業者は、除染等作業(特定汚染土壌等取扱作業を除く。以下この条において同じ。)のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者(特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者を除く。)に行わせるときは、当該除染等作業の対象となる汚染土壌等又は除去土壌若しくは汚染廃棄物を湿潤な状態にする等粉じんの発散を抑制するための措置を講じなければならない。

(廃棄物収集等業務を行う際の容器の使用等)

第十三条 事業者は、廃棄物収集等業務を行うときは、汚染の拡大を防止するため、容器を用いなければならない。ただし、容器に入れることが著しく困難なものについて、除去土壌又は汚染廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項本文の容器については、次の各号に掲げる廃棄物収集等業務の区分に応じ、当該各号に定める構造を具備したものをを用いなければならない。

一 除去土壌又は汚染廃棄物の収集又は保管に係る業務 除去土壌又は汚染廃棄物が飛散し、及び流出するおそれがないもの

二 除去土壌又は汚染廃棄物の運搬に係る業務 除去土壌又は汚染廃棄物が飛散し、及び流出するおそれがないものであって、容器の表面(容器をこん包するときは、そのこん包の表面)から一メートルの距離における一センチメートル線量当量率が、〇・一ミリシーベルト毎時を超えないもの。ただし、容器を専用積載で運搬する場合であって、運搬車の前面、後面及び両側面(車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面)から一メートルの距離における一センチメートル線量当量率の最大値が〇・一ミリシーベルト毎時を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずるときは、この限りでない。

3 事業者は、第一項本文の容器には、除去土壌又は汚染廃棄物を入れるものである旨を表示しなければならない。

4 事業者は、除去土壌又は汚染廃棄物を保管するときは、第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講ずるほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 除去土壌又は汚染廃棄物を保管していることを標識により明示すること。

二 関係者以外の者が立ち入ることを禁止するため、囲い等を設けること。

(退出者の汚染検査)

第十四条 事業者は、除染等業務が行われる作業場又はその近隣の場所に汚染検査場所を設け、除染等作業を行わせた除染等業務従事者が当該作業場から退出するときは、その身体及び衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物(以下この条において「装具」という。)の汚染の状態を検査しなければならない。

2 事業者は、前項の検査により除染等業務従事者の身体又は装具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、同項の汚染検査場所において次の各号に掲げる措置を講じなければ、当該除染等業務従事者を同項の作業場から退出させてはならない。

一 身体が汚染されているときは、その汚染が四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるように洗身等をさせること。

二 装具が汚染されているときは、その装具を脱がせ、又は取り外させること。

3 除染等業務従事者は、前項の規定による事業者の指示に従い、洗身等をし、又は装具を脱ぎ、若しくは取り外さなければならない。

(持出し物品の汚染検査)

第十五条 事業者は、除染等業務が行われる作業場から持ち出す物品については、持出しの際に、前条第一項の汚染検査場所において、その汚染の状態を検査しなければならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。

2 事業者及び労働者は、前項の検査により、当該物品が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならない。ただし、第十三条第一項本文の容器を用い、又は同項ただし書の措置を講じて、汚染を除去するための施設、貯蔵施設若しくは廃棄のための施設又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬するときは、この限りでない。

(保護具)

第十六条 事業者は、除染等作業のうち第五条第二項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせるときは、当該除染等作業の内容に応じて厚生労働大臣が定める区分に従って、防じんマスク等の有効な呼吸用保護具、汚染を防止するために有効な保護衣類、手袋又は履物を備え、これらを当該除染等作業に従事する除染等業務従事者に使用させなければならない。

- 2 除染等業務従事者は、前項の作業に従事する間、同項の保護具を使用しなければならない。

(保護具の汚染除去)

第十七条 事業者は、前条の規定により使用させる保護具が四十ベクレル毎平方センチメートルを超えて汚染されていると認められるときは、あらかじめ、洗浄等により四十ベクレル毎平方センチメートル以下になるまで汚染を除去しなければ、除染等業務従事者に使用させてはならない。

(喫煙等の禁止)

第十八条 事業者は、除染等業務を行うときは、事故由来放射性物質を吸入摂取し、又は経口摂取するおそれのある作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を、あらかじめ、労働者に明示しなければならない。

- 2 労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。

第四節 特別の教育

(除染等業務に係る特別の教育)

第十九条 事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

- 一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識

- 二 除染等作業の方法に関する知識

- 三 除染等作業に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識(特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業に使用する機械等の名称及び用途に関する知識に限る。)

- 四 関係法令

- 五 除染等作業の方法及び使用する機械等の取扱い(特定汚染土壌等取扱業務に労働者を就かせるときは、特定汚染土壌等取扱作業の方法に限る。)

- 2 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第五節 健康診断

(健康診断)

第二十条 事業者は、除染等業務に常時従事する除染等業務従事者に対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項)の調査及びその評価
- 二 白血球数及び白血球百分率の検査
- 三 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 四 白内障に関する眼の検査
- 五 皮膚の検査

2 前項の規定にかかわらず、同項の健康診断(定期のものに限る。以下この項において同じ。)を行おうとする日の属する年の前年一年間に受けた実効線量が五ミリシーベルトを超えず、かつ、当該健康診断を行おうとする日の属する一年間に受ける実効線量が五ミリシーベルトを超えるおそれのない者に対する当該健康診断については、同項第二号から第五号までに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しない。

(健康診断の結果の記録)

第二十一条 事業者は、前条第一項の健康診断(法第六十六条第五項ただし書の場合において当該除染等業務従事者が受けた健康診断を含む。以下「除染等電離放射線健康診断」という。)の結果に基づき、除染等電離放射線健康診断個人票(様式第二号)を作成し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該除染等業務従事者に係る記録を当該除染等業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

(健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第二十二条 除染等電離放射線健康診断の結果に基づく法第六十六条の四の規定による医師からの意見聴取は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- 一 除染等電離放射線健康診断が行われた日(法第六十六条第五項ただし書の場合にあっては、当該除染等業務従事者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日)から三月以内に行うこと。
- 二 聴取した医師の意見を除染等電離放射線健康診断個人票に記載すること。

(健康診断の結果の通知)

第二十三条 事業者は、除染等電離放射線健康診断を受けた除染等業務従事者に対し、遅滞なく、当該除染等電離放射線健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断結果報告)

第二十四条 事業者は、除染等電離放射線健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、除染等電離放射線健康診断結果報告書(様式第三号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(健康診断等に基づく措置)

第二十五条 事業者は、除染等電離放射線健康診断の結果、放射線による障害が生じており、若しくはその疑いがあり、又は放射線による障害が生ずるおそれがあると認められる者については、その障害、疑い又はおそれがなくなるまで、就業する場所又は業務の転換、被ばく時間の短縮、作業方法の変更等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

第三章 特定線量下業務における電離放射線障害の防止

第一節 線量の限度及び測定

(特定線量下業務従事者の被ばく限度)

第二十五条の二 事業者は、特定線量下業務従事者の受ける実効線量が五年間につき百ミリシーベルトを超えず、かつ、一年間につき五十ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定にかかわらず、女性の特定線量下業務従事者(妊娠する可能性がないと診断されたもの及び次条に規定するものを除く。)の受ける実効線量については、三月間につき五ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

第二十五条の三 事業者は、妊娠と診断された女性の特定線量下業務従事者の腹部表面に受ける等価線量が、妊娠中につき二ミリシーベルトを超えないようにしなければならない。

(線量の測定)

第二十五条の四 事業者は、特定線量下業務従事者が特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、一センチメートル線量当量について行うものとする。

- 3 第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性にあつては胸部に、その他の女性にあつては腹部に放射線測定器を装着させて行わなければならない。
- 4 特定線量下業務従事者は、除染特別地域等内における特定線量下作業を行う場所において、放射線測定器を装着しなければならない。

(線量の測定結果の確認、記録等)

第二十五条の五 事業者は、一日における外部被ばくによる線量が一センチメートル線量当量について一ミリシーベルトを超えるおそれのある特定線量下業務従事者については、前条第一項の規定による外部被ばくによる線量の測定の結果を毎日確認しなければならない。

- 2 事業者は、前条第三項の規定による測定に基づき、次の各号に掲げる特定線量下業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

一 男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性の実効線量の三月ごと、一年ごと及び五年ごとの合計(五年間において、実効線量が一年間につき二十ミリシーベルトを超えたことのない者にあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)

二 女性(妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。)の実効線量の一月ごと、三月ごと及び一年ごとの合計(一月間に受ける実効線量が一・七ミリシーベルトを超えるおそれのないものにあつては、三月ごと及び一年ごとの合計)

三 妊娠中の女性の腹部表面に受ける等価線量の一月ごと及び妊娠中の合計

- 3 事業者は、前項の規定による記録に基づき、特定線量下業務従事者に同項各号に掲げる線量を、遅滞なく、知らせなければならない。

第二節 特定線量下業務の実施に関する措置

(事前調査等)

第二十五条の六 事業者は、特定線量下業務を行うときは、当該業務の開始前及び開始後二週間ごとに、特定線量下作業を行う場所について、当該場所の平均空間線量率を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

- 2 事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後二週間ごとに、前項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を当該労働者に明示しなければならない。

(診察等)

第二十五条の七 事業者は、次の各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者に、速やかに、医師の診察又は処置を受けさせなければならない。

- 一 第二十五条の二第一項に規定する限度を超えて実効線量を受けた者
- 二 事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者
- 三 洗身等により汚染を四十ベクレル毎平方センチメートル以下にすることができない者
- 四 傷創部が汚染された者

- 2 事業者は、前項各号のいずれかに該当する特定線量下業務従事者がいるときは、速やかに、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第三節 特別の教育

(特定線量下業務に係る特別の教育)

第二十五条の八 事業者は、特定線量下業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の各号に掲げる科目について、特別の教育を行わなければならない。

- 一 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- 二 放射線測定の方法等に関する知識
- 三 関係法令

- 2 労働安全衛生規則第三十七条及び第三十八条並びに前項に定めるほか、同項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

第四節 被ばく歴の調査

第二十五条の九 事業者は、特定線量下業務従事者に対し、雇入れ又は特定線量下業務に配置換えの際、被ばく歴の有無(被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間その他放射線による被ばくに関する事項)の調査を行い、これを記録し、これを三十年間保存しなければならない。ただし、当該記録を五年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者に係る記録を当該特定線量下業務従事者が離職した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。

第四章 雑則

(放射線測定器の備付け)

第二十六条 事業者は、この省令で規定する義務を遂行するために必要な放射線測定器を備えなければならない。ただし、必要の都度容易に放射線測定器を利用できるように措置を講じたときは、この限りでない。

(記録等の引渡し等)

第二十七条 第六条第二項、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九の記録を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該記録を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

2 第六条第二項、第二十五条の五第二項又は第二十五条の九の記録を作成し、保存する事業者は、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときは、当該除染等業務従事者又は当該特定線量下業務従事者に対し、当該記録の写しを交付しなければならない。

第二十八条 除染等電離放射線健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、事業を廃止しようとするときは、当該除染等電離放射線健康診断個人票を厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すものとする。

2 除染等電離放射線健康診断個人票を作成し、保存する事業者は、除染等業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときは、当該除染等業務従事者に対し、当該除染等電離放射線健康診断個人票の写しを交付しなければならない。

(調整)

第二十九条 除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者のうち電離則第四条第一項の放射線業務従事者若しくは同項の放射線業務従事者であった者、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する放射線業務従事者及び同条第三項(電離則第六十二条の規定において準用する場合を含む。)の緊急作業に従事する労働者(以下この項においてこれらの者を「緊急作業従事者」という。)若しくは緊急作業従事者であった者又は電離則第八条第一項(電離則第六十二条の規定において準用する場合を含む。)の管理区域に一時的に立ち入る労働者(以下この項において「一時立入労働者」という。)若しくは一時立入労働者であった者が放射線業務従事者、緊急作業従事者又は一時立入労働者として電離則第二条第三項の放射線業務に従事する際、電離則第七条第一項の緊急作業に従事する際又は電離則第三条第一項に規定する管理区域に一時的

に立ち入る際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における除染等作業又は特定線量下作業により受ける線量とみなす。

- 2 除染等業務従事者のうち特定線量下業務従事者又は特定線量下業務従事者であった者が特定線量下業務従事者として特定線量下業務に従事する際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における除染等作業により受ける線量とみなす。
- 3 特定線量下業務従事者のうち除染等業務従事者又は除染等業務従事者であった者が除染等業務従事者として除染等業務に従事する際に受ける又は受けた線量については、除染特別地域等内における特定線量下作業により受ける線量とみなす。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成二四年六月一五日厚生労働省令第九四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

様式第1号(第10条関係) (略)

様式第2号(第21条関係) (略)

様式第3号(第24条関係) (表面) (略)

様式第3号(第24条関係) (裏面) (略)